

週二回(火、金)定期発行
必要に応じ号外発行

公報

第十七号

一九六六年

三月一日

目次	ページ
主税局事務委任規則 (規則第三十号)	1
清掃法施行規則の一部を改正する規則 (規則第三十一号)	2
薬事審議会規則 (規則第三十二号)	2
告示	
生活保護法による保護の基準の一部を改正する告示 (告示第五十五号)	3
南西諸島物資の定義について (告示第五十六号)	4
保母試験の実施について (告示第五十七号)	4
主税局事項	
保税倉庫の許可について (主税局告示第五号一第六号)	6
農林局事項	
水産業奨励補助金交付要綱の一部を改正する要綱 (農林局告示第三号)	6

建設局事項	
建築士事務所の登録について (建設局告示第十一号)	6
建築士事務所所の廃業届について (建設局告示第十二号)	7
厚生局事項	
鍼灸術あんま術の試験実施について (厚生局告示第六号)	7
中央教育委員会事項	
第四百四十八回臨時中央教育委員会会議の招集について (中教委告示第十七号)	8
警察局事項	
警察手帳の無効について (警察本部告示第九号)	8
公告	
外国保険事業者の免許について	10
失踪に関する届出の催告	11
失踪宣告	8

規則

規則第三十号

琉球政府行政組織法(一九六一年立法第百号) 第十一条の規定に基づき、主税局事務委任規則を次のように定める。
一九六六年三月一日

行政主席 松岡政保

主税局事務委任規則

(目的)

第一条 この規則は、別に定めるものを除き、琉球政府行政組織法(一九六一年立法第百号) 第十一条の規定により、行政主席の権限に属する事務の一部を主税局長及び外人税務署長に委任することを目的とする。

(定義)

第二条 この規則において、委任とは、行政主席の権限に属する事務の一部を主税局長及び外人税務署長の責任において行使させることをいう。

(委任事項)

第三条 この規則において、主税局長及び外人税務署長に委任する事務は、それぞれ別表(一)及び別表(二)のとおりとする。

(委任の制限)

第四条 前条の規定にかかわらず、主税局長及び外人税務署長は、委任事務が特に重要な事項もしくは異例に属するものまたは他の行政機関に関連を有するものと認めるときは、行政主席の指揮を受けて処理しなければならない。

(処理報告)

第五条 行政主席は、第三条の規定に基づく委任事務の処理結果について、別に事務報告例を定めて報告を求めることができる。

(処分取消)

第六条 行政主席は、この規則に基づいて行なう主税局長及び外人税務署長の処分が法令に違反し、または著しく不当であると認めるときは、ただちにその処分を取り消し、または停止することができる。

(専決)

第七条 主税局長は、第三条に規定する事項について、事務専決規程を定めて部長ならびに内部分課、支分部局及び附属機関の長もしくはその特に命ずる

者に専決させることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表(一) 主税局長委任事項

一 所得税法(一九五二年立法第四十四号) 第六条第五号の規定による非課税の団体基金及び金品の指定に関する事。

二 琉球所得税(一九五三年布令第十四号) 第五条及び第六条の規定による様式の制定に関する事。

三 酒税の保全及び酒造組合等に関する立法(一九五七年立法第七号) に基づく次の事項

- (1) 第十八条第一項の規定による認可に関する事。
 - (2) 第三十二条の規定による理事欠員の場合における一時理事の職務を行なう者の選任に関する事。
 - (3) 第三十八条第六項の規定による組合員による総会の招集の承認に関する事。
 - (4) 第四十二条第三項の規定による定款の変更の認可に関する事。
 - (5) 第五十条第一項の規定による清算人の選任に関する事。
 - (6) 第六十三条の規定による一時理事の職務を行なうべき者の登記の嘱託に関する事。
 - (7) 第六十四条第四項の規定による解散の登記の嘱託に関する事。
 - (8) 第七十二条の規定による協定の設定及び変更の認可に関する事。
 - (9) 第七十四条の規定による協定の変更命令及び認可の取消しに関する事。
 - (10) 第七十五条第二項の規定による協定の廃止届の受理に関する事。
 - (11) 第八十条の規定による酒税保全のための勧告又は命令に関する事。
 - (12) 第八十二条の規定による成立又は解散等の届出の受理に関する事。
 - (13) 第八十三条の規定による役員解任命令に関する事。
 - (14) 第八十四条の規定による業務等の改善の命令又は勧告に関する事。
 - (15) 第八十五条の規定による解散命令に関する事。
 - (16) 第八十六条の規定による報告、質問、立入り検査等に関する事。
- 四 酒税の保全及び酒造組合等に関する立法施行規則(一九五七年規則第四百十一号) 第八条第二項の規定による表示事項の省略の承認に関する事。

別表(二) 外人税務署長委任事項

一 琉球所得税第六条の規定による確定申告、納税及び還付に関する事。

規則第三十一号

清掃法施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

一九六六年三月一日

行政主席 松岡政保

清掃法施行規則の一部を改正する規則

清掃法施行規則(一九五五年規則第八号) の一部を次のように改正する。

第十五条を次のように改める。

(環境衛生指導員の資格)

第十五条 環境衛生指導員は、次の各号の一に該当するものでなければならぬ。

- 一 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号) 第十五条に規定する国立公衆衛生院において環境衛生に関する学科の課程を修了した者
- 二 行政主席より免許を受けた医師、歯科医師、薬剤師又は獣医師
- 三 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)、琉球教育法(一九五二年米国民政府布令第六十六号)及び学校教育法(一九五八年立法第三号)に基づき大学若しくは高等専門学校、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基づき大学又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)に基づき専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学、農芸化学、理学、工学若しくは農学の課程を修めて卒業した者

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に任命されている環境衛生指導員については、第十五条の改正規定は、適用しない。

規則第三十二号

薬事法(一九六五年立法第五号) 第三条第二項の規定に基づき、薬事審議会規則を次のように定める。

一九六六年三月一日

行政主席 松岡政保

薬事審議会規則

(組織)

第一条 薬事審議会(以下「審議会」という。)委員十人以内で組織する。

(委員)

第二条 審議会の委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、行政主席が任命する。

2 審議会の委員は、非常勤とする。

(任期)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第四条 審議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ委員のうちから互選された者が、その職務を行なう。

(会議)

第五条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、委員の四分の一以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行なうことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

第六条 審議会に幹事を置く。

2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、行政主席が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。

(資料の提出等)

第七条 審議会は、その所掌事務に関し、必要があると認めるときは、委員以外の者に、審議会の要求する資料の提出を求め、又は出席を求めて意見を聞くことができる。

2 関係行政機関の職員は、会長の承認を得て自ら意見を述べることができる。(記録)

第八条 審議会は、調査審議の結果を記録しなければならない。

(費用)

第九条 委員(関係行政機関の職員から任命された委員を除く。)及び第七条第一項の規定により審議会に出席した者に対しては、旅費及び手当を支給する。

(庶務)

第十条 審議会の庶務は、厚生局医務部業務課において処理する。

(雑則)

第十一条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、薬事法の施行の日から施行する。

2 薬事審議会規程(一九五五年告示第二百一十一号)は、廃止する。

告 示

告示第五十五号

生活保護法(一九五三年立法第五十五号)第八条第一項の規定に基づき、生活保護法による保護の基準の一部を改正する告示を次のとおり定める。

一九六六年三月一日

行政主席 松 岡 政 保

生活保護法による保護の基準の一部を改正する告示

生活保護法による保護の基準(一九六五年告示第二百九十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一の1の居宅の第一類を次のように改める。

第一類 年令別	基 準 額		加 算 額
	男	女	
才0 才1	2.99	2.99	1 満1才未満の乳児であつて人工栄養を必要とする者がいる場合はそれに必要な金額 2 満4才以下の乳児又は幼児を養育している母又はこれに準ずる者がいる場合はそれに必要な金額 3 妊産婦がいる場合はそれに必要な金額 4 在宅患者がいる場合はそれに必要な金額
2~5	4.57	4.57	
6~9	5.82	5.82	
10~12	6.87	6.87	
13~14	8.02	7.67	
15~18	8.62	7.16	
19~59	7.69	6.26	
60~以上	6.76	5.29	

附 則
この告示は、一九六六年三月一日から実施する。

告示第五十六号
南西諸島物資（一九六五年十月一日付告示第三三二二二号）の一部を次のとおり改める。

一九六六年三月一日

行政主席 松 岡 政 保

記

別表の類番号12中「チ 香料原料」を

「チ 香料原料」
リ ビーナツツパサダー（主原料が南西諸島で生産されたのであって、加工されていないものに限る。）とし、

類番号20中「リ バイナツツパサダーを利用したジュース状にした果実酢、果実ソースの原料」を

「リ バイナツツパサダーを利用してジュース状にした果実酢、果実ソースの原料

塩漬のうり類、根菜類、果菜類（きゅうり、白うり、なす、らっきょうおよびにんにくに限る。）

ル バターピーナツツ（主原料が南西諸島で生産されたものに限る。）

ネ 冬瓜蜜糖乾燥品、

ワ ババイヤ蜜糖およびババイヤ蜜糖乾燥品」とし、

類番号20の項の次に類番号21として「イ、塩漬のしょうが」を加え、類番号84の次に類番号85として「イ、トランプスターラジオ（6石および8石のものに限る。）」を加える。

告示第五十七号

社会福祉主事及び保母試験規則（一九六二年規則第百十七号）第五条に基づき、保母試験を次のとおり実施する。

一九六六年三月一日

行政主席 松 岡 政 保

一 試験期日及び試験場所
第一次試験

地区別	試験期日	試験場所
那覇・コザ	一九六六年三月二十四日・二十五日	那覇看護学校
名護	〃	名護琉米文化会館
宮古	〃	宮古琉米文化会館
八重山	〃	八重山琉米文化会館

第二次試験

地区別	試験期日	試験場所
那覇・コザ・名護	一九六六年四月十日	那覇看護学校予定
宮古	一九六六年三月二十六日	宮古琉米文化会館
八重山		八重山琉米文化会館

(註) 那覇試験場においては、三月二十四日・三月二十五日に那覇名護の両試験場において保育実習(筆記)に合格した者についてのみ実施する。該当者あて通知する。

二 試験科目及び時間割

月日	時間割	科目
三月二十四日 (木)	午前 九時から十時三十分	児童福祉事業概論
	午前 十時四十分から 十二時十分	看護学
	午後 一時二十分から 二時五十分	社会福祉事業基礎知識
	午後 三時から四時三十分	保健衛生及び生理学
三月二十五日 (金)	午前 九時から十時三十分	栄養学
	午前 十時四十分から 十二時十分	保育理論
	午後 一時二十分から 二時五十分	児童心理学及び精神衛生
	午後 三時から四時三十分	保育実習(筆記)

三 試験方法

- 試験科目のうち1から8までに掲げる科目について筆記試験を行ない、8の保育実習については筆記試験のほか別に実技試験を行なう。
- 実技試験の音楽(オルガン)・絵画、言語については、宮古、八重山においては三月二十六日に全員に対して行ない、那覇試験場においては四月十日保育実習の筆記試験に合格した者に対して行なう。

四 受験資格

- 学校教育法(一九五八年立法第三号)による短期大学を卒業した者
- 次の一に該当する者でその資格を得た後三年以上経過した者
 - イ 学校教育法による高等学校を卒業した者
 - ロ 通常の課程による十二年の学校教育を修了した者
 - ハ 中央教育委員会の定めるところによりイ、ロの者と同等以上の資格を有すると認定した者
- 行政主席が前二号に準ずる資格を有すると認定した者

五 試験科目の一部免除

次の各号の一に該当する者については、その者の願出により、当該科目の試験を免除することができる。

- 一九六四年以降に実施した保育試験において既に合格した科目のある者
- 行政主席の指定する学校又は、施設において、その指定する科目を専修した者
- 学校教育法又は大学令(旧制大学)に基づく大学において、行政主席の定める授業時数に準じ専修した者。

六 受験手続

- 願書の受付期間
一九六六年三月一日から三月十日まで
 - 提出書類
 - イ 保育試験受験願(原生局指定)
 - ロ 写真(六ヶ月以内のもので縦四センチ、横三センチ)
 - ハ 戸籍抄本又は住民票(抄本)
 - 受験資格を証明する書類
- ホ 五の試験科目の一部免除を受けようとする者は一部科目免除願(厚生局指定)添付書類
- (イ) 一部科目合格証明書

(四) 六の2、3にあつては当該学校の科目専修証明書
3 願書の提出先
厚生局児童福祉課又は各福祉事務所

七 携帯品
筆記具、クレヨン、画用紙、昼食

主税局事項

主税局告示第五号

税関手続法第四十三条の規定において準用する 同法第三十条第三項の規定により次のとおり告示する。

一九六六年三月一日

主税局長 安次 敬 隣 才

保税倉庫の許可

一 許可を受けた者の住所

那覇市前島町二丁目二六二番地
沖繩日野自動車株式会社
社長 前田 政喜

二 保税倉庫の名称

沖繩日野自動車株式会社 浦添保税倉庫
浦添村字横竹原二三九ノ一
二四三、二八平方米

三 蔵置する貨物の種類

車輦

自 一九六六年二月一日
至 一九六八年一月三十一日

主税局告示第六号

税関手続法第四十三条の規定において準用する 同法第三十条第三項の規定により次のとおり告示する。

一九六六年三月一日

主税局長 安次 敬 隣 才

保税倉庫の許可

一 許可を受けた者の住所

コザ市字山里五二番地
中部トヨタ自動車販売株式会社
代表者 新 里 豊 蔵

二 保税倉庫の名称

中部トヨタ自動車販売株式会社 保税倉庫

所在地 コザ市字山里五二番地
面積 二七八・二四平方米

三 蔵置する貨物の種類 車輦
四 許可した期間 自 一九六六年二月二一日
至 一九六八年二月二〇日

農林局事項

農林局告示第三号

水産業奨励補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり定める。
一九六六年三月一日

農林局長 嘉 陽 宗 陰

水産業奨励補助金交付要綱の一部を改正する要綱

水産業奨励補助金交付要綱(一九五八年 経済局告示第三十五号)の一部を次のとおり改正する。

書式第一号(中「九」の次に「十一」を加える。
別表第十号の次に次の一号を加える。

十一 ささんご漁業 必要経費	琉球珊瑚漁業協同組合	当該経費の八〇%以内	(1) 調査計画書 (2) 船舶件名書 (書式第七号) (3) 定款及び議事録	左に掲げる変更以外の変更 (1) 経費の一〇%をこえる金額の増減の変更
-------------------	------------	------------	--	--

附 則

1 この要綱は、公布の日から施行し、一九六五年七月一日から適用する。
2 別表第十一にかかる申請書の提出時期は、一九六六会計年度に限り、一九六六年三月三十一日までとする。

建設局事項

建設局告示第十一号

建築士法(一九五三年 立法第八十七号)第二十三条の三の規定に基づき、次のとおり建築士事務所の登録をしたので告示する。
一九六六年三月一日

登録番号 申請者氏名 商号又は名称 事務所所在地 組織 管理建築士	第六一四十六号 大浜 信春 大浜信春建築設計事務所 那覇市美栄橋町二丁目三十四番地 個人 一級建築士事務所 大浜 信春	建設局長 前田朝信
登録番号 申請者氏名 商号又は名称 事務所所在地 組織 管理建築士	第六一二七八号 新城 功巳 新城功巳 NITTEKU設計事務所 那覇市牧志町一丁目七七八の一 個人 二級建築士事務所 新城 功巳	
登録番号 申請者氏名 商号又は名称 事務所所在地 組織 管理建築士	第六一二七九号 宇良 宗夫 共伸建築設計事務所 那覇市松尾二四九番地 個人 二級建築士事務所 玉城 徳繁	

建設局告示第十二号
建築士法(一九五三年立法第八十七号)第二十三条の七の規定に基づき建築士事務所を次のとおり抹消した。
一九六六年三月一日

登録番号 第五一二七一号
代表者氏名 仲本 達

建設局長 前田朝信

事務所名称 所在地 廃業年月日	仲本建築設計室 那覇市字大道三六八番地 二級建築士事務所 一九六六年二月二日	
登録番号 代表者氏名 事務所名称 所在地 廃業年月日	第五一二六一号 玉城 徳繁 トクシゲ建築設計事務所 糸満町字糸満八六五の二番地 二級建築士事務所 一九六六年二月五日	厚生局事項

厚生局告示第六号
鍼灸術営業取締規則(明治四十四年(内務省令第十一号)第三条及びあんま術営業取締規則(明治四十四年(内務省令十号)第三条の規定に基づき鍼灸術あんま術の試験を次のように実施する。
一九六六年三月一日

厚生局長 山川 宗英

○あんま術

甲種

- 1 人体の構造及び主要器官の機能
- 2 あんま方式及び身体各部のあんま術
- 3 消毒法大意
- 4 あんま術の実地

乙種

乙種はあんま術の実地を行う外甲種の試験の各科目につき簡易試験を行なうものとする。

一 受験願書の添付書類

- (イ) 履歴書
- (ロ) 授業証明書及び卒業証書の写
- (ハ) 健康診断書
- (ニ) 戸籍謄(抄)本
- (ホ) 写真(出願前六ヶ月以内に撮影した手札型半身写真)

中央教育委員会事項

中央教育委員会告示第十七号

第四百四十八回臨時中央教育委員会会議の招集について
教育委員会法(一九五八年立法第二号)第百十六条の規定に基づき、次のとおり第百四十八回臨時中央教育委員会会議を招集する。
一九六六年三月一日

中央教育委員会

委員長 石原昌淳

記

- 一 会議開催の日時 一九六六年三月四日(金)午前十時開会
- 一 会議開催の場所 中央教育委員会室
- 一 会議に付する案件
 - 1 一九六七会計年度予算見積に対する内示額の報告について
 - 2 一九六六会計年度補正予算見積について
 - 3 政府立高等学校に衛生看護科を設置することについて
 - 4 政府立高等学校教職員定数の算定に関する立法案

- 5 義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の基準に関する立法案
- 6 地方教育区公務員法及び教育公務員特例法の立法
- 7 免許状授与のための課程認定について
- 8 一九六六年度公立小・中学校給食準備室割当について
- 9 教育区起債許可について
- 10 その他について

警察局事項

警察本部告示第九号

次の警察手帳は、一九六六年二月三日以降無効とする。

一九六六年三月一日

警察本部長 新垣淑重

手帳番号 第二七一号

交付年月日 一九六四年二月一日

階級氏名 巡查 平良健

公 告

外国保険事業者に関する立法第三条第一項の規定により次の者を外国保険事業者として免許したから同法第七条により公告する。
一九六六年三月一日

行政主席 松岡政保

一 (イ) 保険事業者の

アメリカ合衆国

(ロ) 名 称

ユニテッドステーツファイアインシュアランスカンパニー

UNITED STATES FIRE INSURANCE CO.

MPANY

(ハ) 本店の所在地

アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク三ハ

(ニ) 設立年月日

ウイリアムストリート一〇番

(ホ) 代表者の氏名

一八二四年

(ヘ) 代表者の住所

トリオン テーグリムソン

(ニ) 代表者の住所

アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク三八

ウイリアムストリート一〇番

二 琉球において営もうとする保険事業の種類

火災保険、海上保険、旅行者手荷物保険、普通傷害保険、旅行傷害保険、医療保険、ガラス保険、住宅盗難保険、商品盗難保険、強盗・金庫盗難保険、金銭・有価証券保険、賠償責任保険、個人損害賠償責任保険、スポーツ賠償責任保険、自動車業者賠償責任保険、雇傭者賠償責任及び労働者災害賠償保険、信用保険、包括信用・喪失・き損保険、自動車保険、自動車損害賠償責任保険

三 琉球における代表者の氏名及び住所

イー エヌ ハリマン

四 琉球における主たる店舗

宜野湾市字大山二二七番地
AFIA(アメリカンフォロリンインシュアランスアソシエイション)

免許条件

(イ) 被保険者の範囲

非琉球人のみ

(ロ) 供託金

五〇、〇〇ドル

外国保険事業者に関する立法第三条第一項の規定により次の者を外国保険事業者として免許したから同法第七条により公告する。

一九六六年三月一日

一(イ) 保険事業者の本国名

行政主席 松岡政保

(ロ) 名 称

アメリカ合衆国
セントポールファイアアンドマリニン
インシュアランスカンパニー
ST. PAUL FIRE & MARINE INSURANCE
COMPANY

(ハ) 本店の所在地

アメリカ合衆国ミネソタ州セントポールウエスト
ファイブストリート一一一番地

(ニ) 設立年月日

一八五三年

(ホ) 代表者の氏名

アル エム ハツプス

(ハ) 代表者の住所

アメリカ合衆国ミネソタ州セントポールウエスト
ファイブストリート一一一番地

二 琉球において営もうとする保険事業の種類

火災保険、海上保険、旅行者手荷物保険、普通傷害保険、旅行傷害保険、医療保険、ガラス保険、住宅盗難保険、商品盗難保険、強盗・金庫盗難保険、金銭・有価証券保険、賠償責任保険、個人損害賠償責任保険、スポーツ賠償責任保険、自動車業者賠償責任保険、雇傭者賠償責任及び労働者災害賠償保険、信用保険、包括信用・喪失・き損保険、自動車保険、自動車損害賠償責任保険。

三 琉球における代表者の氏名及び住所

イー エヌ ハリマン

四 琉球における主たる店舗

宜野湾市字大山二二七番地
AFIA(アメリカンフォロリンインシュアランスアソシエイション)

免許条件

(イ) 被保険者の範囲

非琉球人のみ

(ロ) 供託金

五〇、〇〇ドル

外国保険事業者に関する立法第三条第一項の規定により次の者を外国保険事業者として免許したから同法第七条により公告する。

一九六六年三月一日

一(イ) 保険事業者の本国名

行政主席 松岡政保

(ロ) 名 称

アメリカ合衆国
ザアメリカンインシュアランスカンパニー
THE AMERICAN INSURANCE COMPANY

(ハ) 本店の所在地

アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク
ワシントンストリート一五番

(ニ) 設立年月日

一八四六年二月二十日

(ホ) 代表者の氏名

フレッド エイチ メリール

(イ) 代表者の住所 アメリカ合衆国カルフォルニア州サンフランシスコ
 コカルフオルニアストリート三三三三番

二 琉球において営もうとする保険事業の種類
 火災保険、海上保険、旅行者手荷物保険、普通傷害保険、旅行傷害保険、医療保険、ガラス保険、住宅盗難保険、商品盗難保険、強盗・金庫盗難保険、金銭・有価証券保険、賠償責任保険、個人損害賠償責任保険、スポーツ賠償責任保険、自動車業者賠償責任保険、雇傭者賠償責任及び労働者災害保障保険、信用保険、包括信用・喪失・き損保険、自動車保険、自動車損害賠償責任保険。

三 琉球における代表者の氏名及び住所
 イー エヌ ハリマン
 宜野湾市字大山二二七番地

四 琉球における主たる店舗
 宜野湾市字大山二二七番地
 APFA (アメリカンフォリンインシュアランス
 アソシエーション)

(ロ) 免許条件
 非琉球人のみ

(ハ) 被保険者の範囲
 五〇、〇〇〇ドル

(ニ) 供託金
 五〇、〇〇〇ドル

外国保険事業者に関する立法第三条第一項の規定により次の者を外国保険事業者として免許したから同法第七条により公告する。
 一九六六年三月一日

行政主 席 松 岡 政 保

(イ) 保険事業者の本国名 アメリカ合衆国
 (ロ) 名 称 ハートフォードファイアインシュアランスカンパニー
 HARTFORD FIRE INSURANCE COMPANY
 (ハ) 本店の所在地 アメリカ合衆国ロネチカ州ハートフォード
 シラムアヴェニュー六九〇番地
 (ニ) 設立年月日 一八一〇年五月

(ロ) 代表者の氏名 ローランド エイチ ランジ
 (イ) 代表者の住所 アメリカ合衆国コネチカ州ウェストハート
 オードストリートドライブ四四番地

二 琉球において営もうとする保険事業の種類
 火災保険、海上保険、旅行者手荷物保険、普通傷害保険、旅行傷害保険、医療保険、ガラス保険、住宅盗難保険、商品盗難保険、強盗・金庫盗難保険、金銭・有価証券保険、賠償責任保険、個人損害賠償責任保険、スポーツ賠償責任保険、自動車業者賠償責任保険、雇傭者賠償責任及び労働者災害保障保険、信用保険、包括信用・喪失・き損保険、自動車保険、自動車損害賠償責任保険。

三 琉球における代表者の氏名及び住所
 イー エヌ ハリマン
 宜野湾市字大山二二七番地

四 琉球における主たる店舗
 宜野湾市字大山二二七番地
 APFA (アメリカンフォリンインシュアランス
 アソシエーション)

(ロ) 免許条件
 非琉球人のみ

(ハ) 被保険者の範囲
 五〇、〇〇〇ドル

(ニ) 供託金
 五〇、〇〇〇ドル

失踪に関する届出の報告
 1965年(家)第1076号
 本 籍 沖縄県那覇市前島町武丁田参拾七番地
 最後の住所 鹿児島県大島郡古仁屋以下不詳
 不在者 運 天 英 三
 生年月日 大正拾参年九月拾九日生

上記の不在者に対し、那覇市字安里拾参番地運天英保から失踪宣告の申立があつたから、不在者は1966年5月23日午後5時までで当裁判所に生存の届出をされたい。届出のない場合は失踪宣告を受けることとなります。また不在者の生死を知っている者は、上記期日までにその旨当裁判所に届け出て下さ

1966年2月22日

中央巡回裁判所

失 踪 宣 告

1965年(家)第459号

本 籍 島尻郡糸満町 字糸満534番地

最後の住所 本籍に同じ

不在者 大 城 亀 四 郎

明治41年9月10日生

審 判 確 定 の 日 1966年2月19日

死亡と見なされる日 1954年8月17日

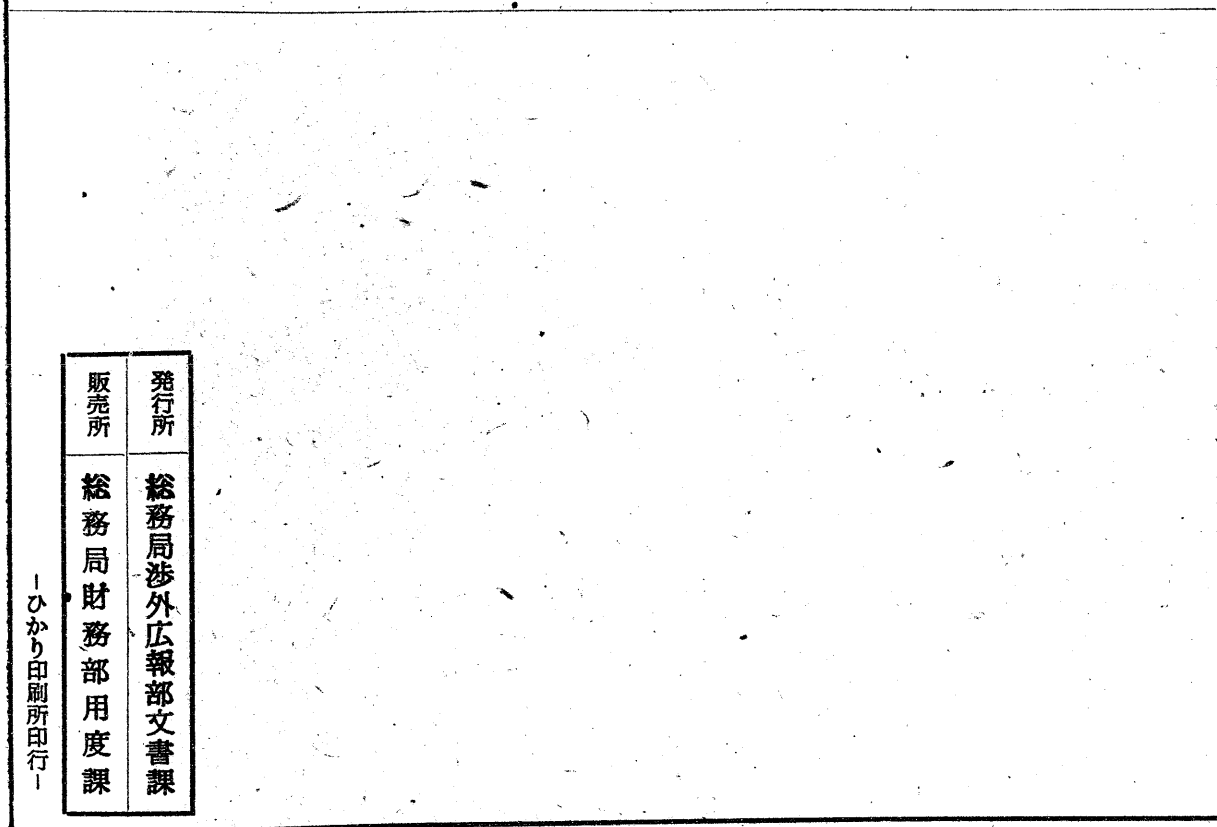
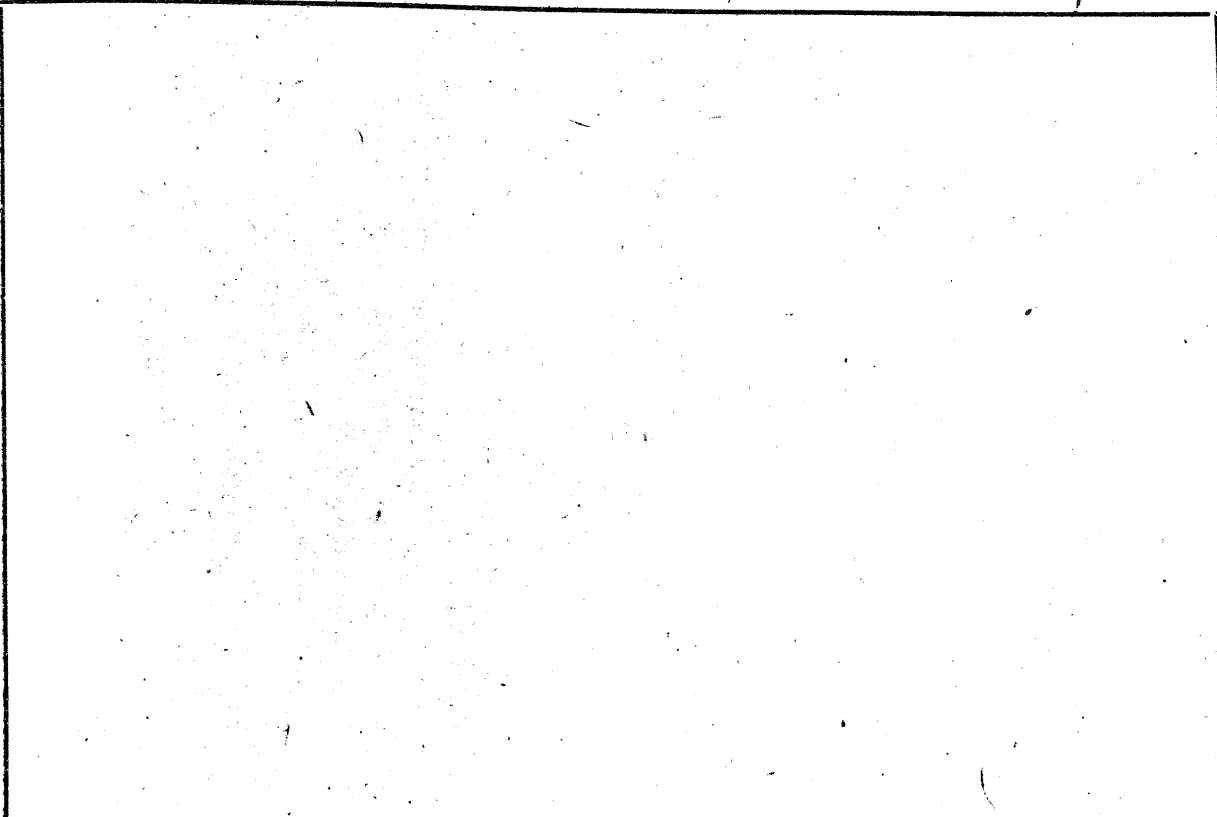
島尻巡回裁判所

1966年3月1日(火曜日)

公

報

(1961年1月6日第3種郵便物認可) 第17号 (12)



発行所	総務局渉外広報部文書課
販売所	総務局財務部用度課

— ひかり印刷所印行 —

公報 第17号

10315